

動物愛護に関する法律と動物福祉についての周知度 及び教育に関するアンケート調査

—令和4年度調査報告—

Survey Report on the Awareness of Animal Welfare and Law on Animal Cruelty Prevention

三井 香奈・秋山 順子・山崎 薫

MITSUI Kana AKIYAMA Junko YAMAZAKI Kaoru

要 約

本研究では、動物愛護に関連する法律と動物福祉の周知度および理解度について把握するため、動物看護を学ぶ本学の学生と一般市民を対象にアンケート調査を実施した。その結果、動物愛護管理法、動物福祉と愛玩動物看護師法の周知度について、学生と一般市民に差があることが明らかになった。動物愛護管理法の内容について、学生と一般市民を比べると「所有者明示の責務」「購入時説明」「動物の遺棄」「引き取りの拒否」(p<.05)、動物福祉の5つの自由の内容については「休息場所」「病気の予防」(p<.05)、愛玩動物看護師法の内容については「所管」(p<.01)において、属性により回答率に有意な差がみられた。また、対象者の犬猫のマイクロチップの装着率は約6割とほぼ同じであったが、犬猫の個体識別方法としてマイクロチップ装着が適切であり賛成する人は多かった。動物福祉の普及促進のためには、新聞や講習会など大学以外の勉強で知る機会を増やす必要が示唆された。今後は調査対象を広げると同時に、属性に合わせた啓蒙方法も考え、適正飼養のための動物愛護教育の発展に貢献していきたい。

キーワード：動物愛護、動物福祉、適正飼養、アンケート調査

序 論

今日、ペットの存在はヒトの生活に楽しみや日常の活力をもたらす大切な家族の一員となっている^{1), 2)}。動物の保護や愛護、福祉に関する意識が社会に浸透する一方で、十分な知識のない飼い主や悪質業者による不適切な飼養、飼育放棄³⁾、動物虐待、周辺住民とのトラブル発生⁴⁾など全国的に動物に関する問題が後を

絶たない。このような問題を解決するためには、国民に対する動物愛護の啓発活動や学校教育を通じた普及啓発活動が必要不可欠とされている。

国内では動物愛護管理法の法改正で2022年6月から犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付け、それ以外の者に対しては努力義務を課す規定がされた。上記のペットショップやブリーダーをめぐるトラブルに加え、昨今の災害時における適正飼養など、早急に対処したい問題に対応をしていることが推測できる。しかし、前回のアンケート調査によるとマイクロチップの装着率は41.1%と低い状況であり⁵⁾、

法改正でどう変わったのか調べる必要がある。

また近年、動物福祉という西洋中心の「動物の苦痛を取り除く」という概念が世界に広がりを見せているが⁶⁾、日本では動物愛護が浸透しているため動物福祉という概念は広く知れ渡っていない⁷⁾。動物福祉の定義が人によって様々ではあるが、一般的に動物側の視点から科学的に動物の「生活の質」を高めようとする学問である。国際獣疫事務局(OIE)では動物福祉の規約を設けており⁸⁾、今後は日本も動物愛護を守りつつ、動物福祉の要素も必要となるだろう。

そして、2019年6月21日の国会で「愛玩動物看護師法」が成立した⁹⁾。これにより、2023年2月に第1回愛玩動物看護師の国家資格の試験が行われる予定である。

動物看護師から愛玩動物看護師へ名称も変わり、獣医師のパートナーとして獣医医療を担う存在意義や社会地位が高まることが期待される。

そこで本調査では、動物看護を学ぶ本学学生と一般市民を対象に動物愛護に関連する法律と動物福祉の周知度および理解度について調査し、比較検討した。

学生や一般市民の動物愛護に対する知識や法律の認知度を知ること、どのように動物愛護教育を促進していくべきか、そのために何が必要かを提案することができる。

方法

アンケート調査は2022年5月～6月末までとした。本研究の趣旨に協力の意思を示し、調査への同意が得られた本学の学生(ヤマザキ動物看護大学1年次)と一般市民を対象に、マイクロソフトのMicrosoft Formsを利用したWebアンケートを実施した。調査内容は、①動物愛護管理法、②動物福祉、③マイクロチップ装着に対する考え、④愛玩動物看護師法について、選択回答式による16項目の質問を行った(別表1)。回収したアンケートのうち、学生221部、一般市民106部、合計327部を解析に用いた。結果は、全体及び、対象者別に集計し、カイ二乗検定を用いて、学生と一般市民の比較を行った。なお、本研究はヤマザキ動物看護大学倫理委員会の承認を得て実施したものである(第人-20220509-001)。

表1 対象者の年代と人数

年代	人数(人)
10代	221
20代	7
30代	8
40代	20
50代	41
60代	27
70代	3

結果

対象者全体の属性について、性別は、男性43人、女性284人であった。年齢は、10代221名、20代7人、30代8人、40代20人、50代41人、60代27人、70代3人であった(表1)。

1. 動物愛護管理法の周知度と正しい知識

動物愛護管理法について全体で「名称も内容も知っている」と回答した割合は41%、「名称のみ知っている」55%、「名称も内容も知らない」4%であった(図1)。知っている(「名称も内容も知っている」と「名称のみ知っている」を合算)と回答した学生は216人(97.0%)、一般市民は98人(92.0%)であり、有意な差があった($p<.05$)。

対象者(327名)のうち、各項目の選択数は以下のとおりである(図2)。項目A「ペットの所有者は最後まで適切に飼わなければならない」(95.7%)が、全項目のうち最も多かった。次に、項目E「生後56日(8週)を経過しないすべての犬猫(日本犬を除く)の販売のための引渡し・展示を禁止する」(89%)と項目G「ペットショップ等の販売者は、購入者に対してペットの適切な取扱について説明する義務がある」(89%)であった。続いて、項目F「販売業者や展示業者等による犬猫の夜間展示について、午後8時以降の展示を禁止する」(85.3%)、項目I「動物を遺棄した者には100万円以下の罰金が科される」(80.7%)、項目D「すべての犬猫の所有者にはマイクロチップの装着義務がある」(78%)、項目H「動物を殺したり傷つけたりした者は、500万円以下の罰金(または5年以下の懲役)に処される」(75.8%)、項目C「ペットの所有者は適正飼養できなくなるといふ不妊去勢手術などの繁殖制限をする」(73.4%)では7～8割が選択した。また、項目B

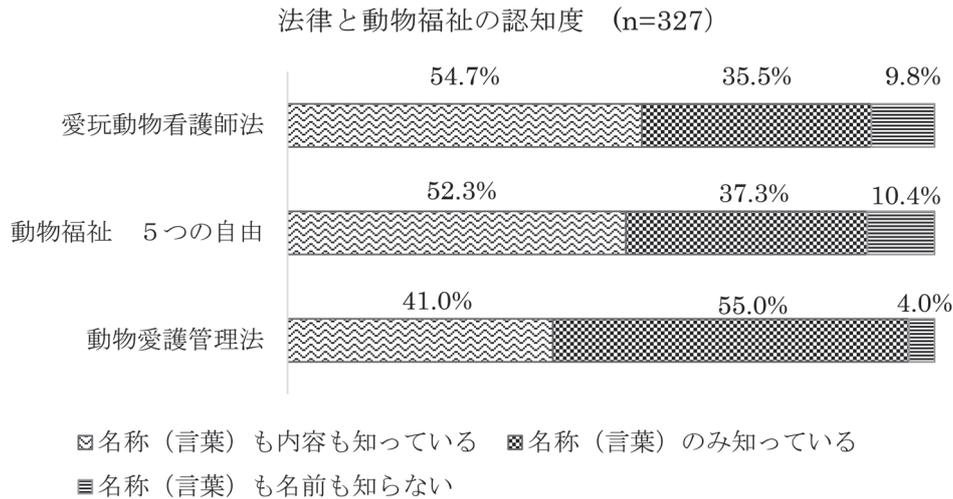
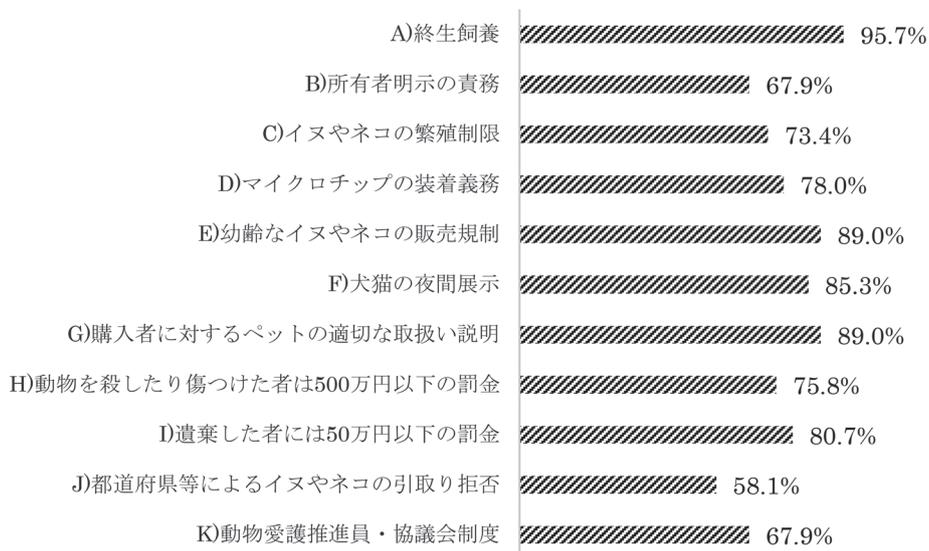


図1 各法律と動物福祉の認知度

図2 動物愛護管理法の内容について正しいものをすべて選んでください(複数回答)
N=327

「ペットの所有者は身元が分かるよう所有明示する責務がある」(67.9%)と項目K「動物の適切な飼い方を普及啓発するため都道府県知事に委嘱された専門員として、動物愛護推進員がいる」(67.9%)で6割が選択した。項目J「都道府県等が、犬猫の引取りを所有者から求められた場合、引取りを拒否することができる」(58.1%)で半数が選択した。

学生と一般市民を比べると「所有者明示の責務」「購入時説明」「動物の遺棄」「引き取りの拒否」において、属性により回答率に有意な差がみられた($p<.05$)。その他の項目においては有意な差はみられなかった。

2. 動物福祉の周知度、正しい知識と情報を得た場所

動物福祉について全体で「言葉も意味も知っている」と回答した割合は52.3%、「言葉のみ知っている」37.3%、「言葉も意味も知らない」10.4%であった(図1)。知っている(「言葉も内容も知っている」と「言葉のみ知っている」を合算)と回答した学生は207人(93.0%)、一般市民は86人(81.0%)であり、有意な差があった($p<.01$)。

対象者(327名)のうち、各項目の選択数は以下のとおりである(図3)。項目a「動物に新鮮な水と食餌を提供する」(97.6%)が、全項目のうち最も多かった。

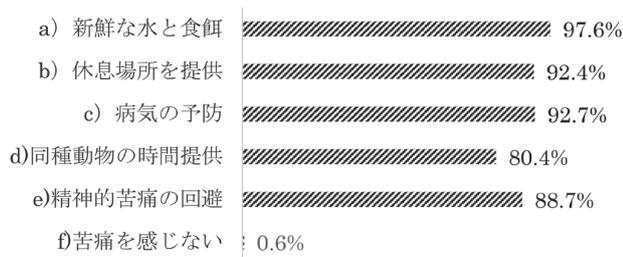


図3 動物福祉の5つの自由の内容について正しいものをすべて選んでください(複数回答)
N=327

次に、項目c「動物は病気の予防、怪我の治療を迅速に受けられる」(92.7%)であった。続いて、項目b「動物に避難場所と快適な休息場所を含む環境を提供する」(92.4%)、項目e「動物は精神的苦痛を回避するための対策をされる」(88.7%)であった。次に項目d「動物に十分なスペースと同種動物の触れ合いの時間を提供する」(80.4%)であった。

ただし、項目f「動物はタフなので、苦痛を感じない」は誤った内容の項目であり、選択しないのが正しい回答となる。選択しなかった数(正解)の割合は、項目f「動物はタフなので、苦痛を感じない」では99.4%と正解した割合が高かった。

学生と一般市民を比べると「休息場所」「病気の予防」において、属性により回答率に有意な差が見られた。 $(p<.05)$ 。その他の項目においては有意な差はみられなかった。

動物福祉に関する知識や情報を得た場所について、学生220人(99%)、一般市民102人(96%)が回答した。場所として多かったのは、学生では「大学」(186人)、一般では「セミナー・勉強会等」(68人)、「その他」(29

人)であった。「その他」には学生は新聞、インターネット、資格団体が多く、一般市民はインターネット、資格団体、TVが含まれていた。

3. イヌやネコへのマイクロチップ装着の実態と意識

対象者(327名)に対してすでに飼育されている動物に対するマイクロチップ装着の努力義務についてどう思うかを聞いたところ、「賛成」83.8%、「反対」1.5%、「どちらでもない」14.7%であった(図4)。また、動物飼育者(228人)に対してマイクロチップを装着しているか聞いたところ、装着しているのは58.8%、していないのは41.2%であった(図5)。

マイクロチップを装着していない対象者(94人)に対して、今後装着する予定かどうか聞いたところ、装着すると答えたのは34.0%、しないと答えたのは66.0%であった(図6)。

今後マイクロチップを装着しないと答えた対象者(94人)に対して理由を聞いたところ、最も多かった回答は、「その他」(22人)であった。意見としては動物が高齢であるため、体に負担をかけたくないため、室内飼育のためなどであった。次いで、「安全性を信用できない」(14人)、「料金」(13人)であった。さらに、「迷子になる状況はない」(11人)「メリットを感じない」(11人)「現状の個体識別方法で問題はない」(11人)「動物病院に行くのに手間がかかる」(8人)、「装着・登録方法が分からない」(7人)、「装着した後の使い方が分からない」(4人)、「よく知らない」(1人)と続いた。

4. 愛玩動物看護師法の認知と知識

愛玩動物看護師法について全体で「名称と内容を知っている」と回答した割合は54.7%、「名称のみ

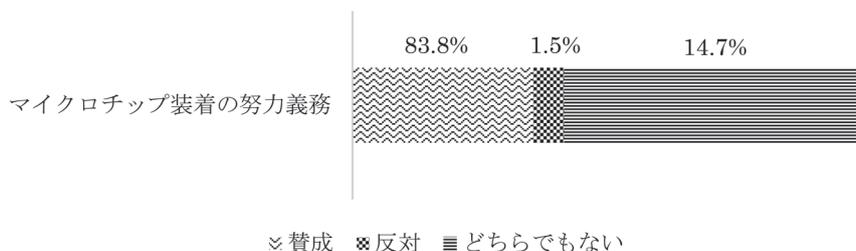


図4 イヌやネコへのマイクロチップ装着の努力義務について
N=327

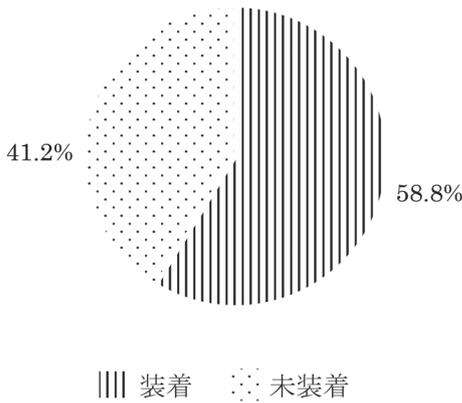


図5 現在マイクロチップを装着していますか
N=228 (動物飼育者のみ)

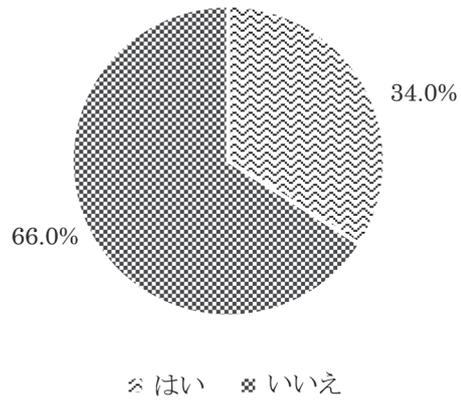


図6 今後装着する予定ですか
N=94 (いいえを答えた人)

知っている」35.5%、「知らない」9.8%とであった(図1)。知っている(「名称も内容も知っている」と「名称のみ知っている」を合算)と回答した学生は216人(97.0%)、一般市民は79人(74.0%)であり、有意な差があった($p<.01$)。

対象者(327名)のうち、法律の内容の知識を調べるため、正しい内容の項目を選択してもらった(図7)。

項目ア「法律の目的」(91.7%)が最も多く、次いで、項目オ「愛玩動物看護師は、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない」(85.3%)、項目ウ「愛玩動物看護師法は、農林水産省及び環境省の所管である」(82.3%)であった。続いて、項目キ「愛玩動物看護師になろうとする者は、国家試験に合格した後、免許に関する登録を行う」(80.7%)、項目イ「愛玩動物とは、獣医師法に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物」(76.8%)、項目エ「指定試験機関」(61.8%)であった。最も回答

が少ないのは項目カ「国家試験は、毎年1回以上行う」(57.5%)であった。

学生と一般市民を比べると「所管」において、属性により回答率に有意な差が見られた($p<.01$)。その他の項目においては有意な差はみられなかった。

考察

本調査において、各法律と動物福祉の認知度の違いについて、愛玩動物看護師法の認知度が54.7%であり3つの中で1番、高かった(図1)。

本学1年次生と一般市民の対象者における動物愛護管理法の周知度に学生の方が高く、差がみられた($p<.05$)。また、動物福祉の周知度について、学生の方が高く、差がみられた($p<.01$)。「動物福祉に関する知識や情報を得た場所はどこですか」については8割の学生が「大学」において知識を得ていた。一方、一

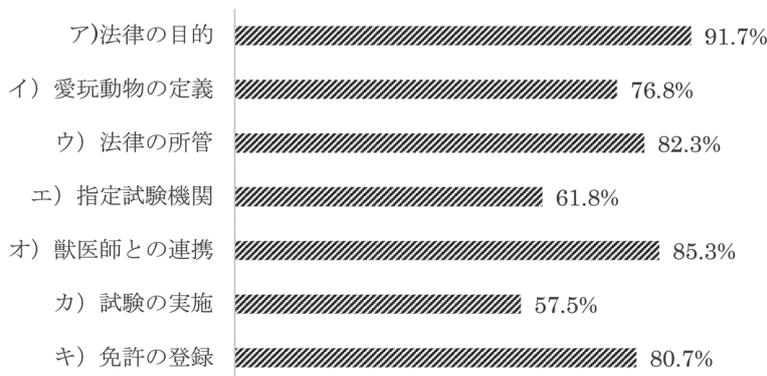


図7 愛玩動物看護師法の内容について正しいものをすべて選んでください
(複数回答) N=327

般の対象者では大学などの教育機関ではないところで、新聞、テレビなど様々な媒体、セミナーや資格勉強を通して積極的に知識を得ていたことが分かった。愛玩動物看護師法の周知度に学生の方が高く、差がみられた ($p<.01$)。動物愛護管理法や愛玩動物看護師法も大学の講義で習う機会が多い学生の方が知識を得やすいことが明らかになった。

本調査では、法律と言葉の周知度をより詳細に調査するため、正しい内容を複数選択する形式で行った。動物愛護管理法の内容の理解について、最も周知されている内容は「終生飼養」であり、95.7%の正解回答であった。次に「幼齢なイヌネコの販売」、「購入者に対するペットの適切な取り扱い説明」で89%の正解回答であった。動物愛護管理法では認知されている項目だということが分かった。

本法律のなかで改正されて内容が変わった「マイクロチップ装着」の項目についてみると、「マイクロチップ装着義務」(78%)、「所有明示」(67.9%)の正解回答であり周知度はやや低かった。

学生と一般市民において、回答に差がみられた項目は、11項目中、「所有者明示の責務」「購入時説明」「動物の遺棄」「引き取りの拒否」についての4項目であった。本調査の対象が学生ということもあり、大学で本法律を学ぶ機会が多いことが一般市民との周知度に比べ高く、一般市民との回答に差が出たのだと考えた。動物の遺棄に関しては環境省によると全国で所有者不明の犬猫の動物収容施設への収容が約6万匹と飼育放棄された動物数より多いことが分かっており¹⁰⁾、野生下での動物の不妊去勢手術の促進が重要である。

次に、動物福祉の5つの自由について、最も周知されている内容は「新鮮な水と食餌」であり、97.6%の正解回答であった。次に「病気の予防」で92.7%、「休息場所」で92.4%の正解回答であった。動物福祉の5つの自由でこの3項目においては9割以上の認知度であり、正しく理解されていることが分かった。

学生と一般市民において、回答に差がみられた項目は、「休息場所」「病気の予防」であった。5つの自由のうち、この2項目以外は差がなかったことから、学生の学習不足が示唆された。また、学生と一般市民において、動物福祉の言葉を知っている人数に差がみられたことから、学生の情報を大学で入手できることに比べ一般市民は外部のセミナーなどで入手する機会が少ない可能性があった。動物福祉の5つの自由は、ど

の動物においても基本原則となり、生活の質を高めるには必要不可欠である。本調査で分かった一般人の、「休息場所」「病気の予防」といった知識の欠如は、動物を適正に飼う上で、動物のストレスサインや病気に罹患した場合に気づかなく、重篤な問題になりかねない可能性があるだろう。また、動物福祉の概念を今後法律に組みこんでいくには、教育機関以外での動物福祉を学ぶ場所を多く提供し、一般人への理解と動物福祉の認知度を高めていくことが重要である。

続いて、本調査の対象者のマイクロチップの装着率をみると58.8%であり、全国平均の割合と比べると低いことが分かった¹¹⁾。また、前回のマイクロチップの装着率41.1%から17%以上も増えた⁵⁾。これは改正法(令和元年)において、犬猫等にマイクロチップの装着が義務付けられ、普及が進んだ可能性があった。

本調査において、現在マイクロチップを装着していない飼い主のうち、今後「装着する」と答えたのは34%であり、残りの66%は「装着しない」としていた。装着をしない理由として多かったのは、「高齢」「体に負担」「安全性」「料金」であった。確実な個体識別の方法として「マイクロチップ」が良いと多くの飼い主が理解をしている一方、動物の年齢やマイクロチップの安全性に疑問を抱いている人が多いことが分かった。

今後マイクロチップの普及促進のためには、これらの飼い主に対して、装着によるメリットを明確に伝える必要がある。

最期に愛玩動物看護師法の内容の理解について、最も周知されている内容は「法律の目的」であり、91.7%の正解回答であった。次に「獣医師との連携」で85.3%、「法律の所管」で82.3%の正解回答であった。これらの項目が愛玩動物看護師法では認知されている項目だということが分かった。

学生と一般市民において、回答に差がみられた項目は、7項目中、「法律の所管」についての1項目であった。本調査の対象が学生ということもあり、大学で本法律を学ぶ機会が多いことが一般市民との周知度に比べ高く、一般市民との回答に差が出たと考えた。しかし、それ以外の項目では学生と一般市民での差がなかったことから、学生の学習不足、知識不足も考えられた。今後さらに調査対象を広げると同時に、属性に合わせた啓蒙方法も考える必要があるだろう。

結論

本調査では、動物愛護に関連する法律と動物福祉の周知度および理解度について把握するため、動物看護を学ぶ本学の学生と一般市民を対象にアンケート調査を実施した。その結果、動物愛護管理法、動物福祉と愛玩動物看護師法の周知度について、学生と一般市民に差があることが明らかになった。学生の情報を得る場所は8割が大学と答えたのに対し、一般市民は外部セミナーや勉強会、TVなどから情報を得ていた。本調査の対象が学生ということもあり、大学で本法律を学ぶ機会が多いことが一般市民との周知度に比べ高く、一般市民との回答に差が出たのだと考えた。動物福祉を理解することで動物の生活の質の向上が期待できるため、今後は一般市民の動物福祉を学ぶ場所の提供が重要となる。

また、対象者の犬猫のマイクロチップの装着率は約6割と低かったが、犬猫の個体識別方法としてマイクロチップ装着が適切であり賛成する人は多かった。一方、装着しない飼い主のうち、今後も装着しないと66%が答えており、今後マイクロチップの普及促進のためには、装着によるメリットを明確に示すことが必要である。今後は調査対象を広げると同時に、属性に合わせた啓蒙方法も考え、動物愛護教育の発展に貢献していきたい。

謝辞

本調査に快く協力して下さったヤマザキ動物看護大学の学生およびすべての回答者の皆様に心より感謝を申し上げます。

参考文献

- 1) 一般社団法人ペットフード協会 (2021) 令和3年全国犬猫飼育実態調査 (2022年10月26日閲覧)
- 2) 石田 戢, 濱野佐代子, 花園 誠, 瀬戸口明久 (2013) 日本の動物観—人と動物関係史, 東京大学出版会
- 3) 奥田順之 (2021) ペット産業 CSR 白書, 特定非営利活動法人 人と動物の共生センター
- 4) 小栗有子, 星野一昭 (2019) 奄美のノネコ —猫の問いかけ—, 南方新社
- 5) 秋山順子, 山崎 薫 (2021) 学生を対象とした動物愛護に関する法律の認知度に関するアンケート調査—令和2年度調査報告—, 動物研究, 3, 49-59
- 6) 上野吉一, 武田庄平 (2015) 動物福祉の現在—動物とのより良い関係を築くために—, 農林統計出版
- 7) アニマルライツセンター (2022) 畜産動物に関する認知度調査アンケート (2022年10月26日閲覧)
- 8) OIE (2021) Terrestrial Animal Health Standards Commission (Code Commission) (2022年10月26日閲覧)
- 9) 山崎 薫 (2020) 生命を見つめて, 毎日新聞出版
- 10) 環境省_統計資料「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況」[動物の愛護と適切な管理] (2022年12月12日閲覧)
- 11) 環境省動物愛護管理室 (2018) モデル事業報告会資料 マイクロチップの等所有明示の推進について

(別表1) アンケート質問紙

動物愛護に関するアンケート

動物愛護に関する法律の周知状況に関する調査へのご協力をお願いいたします。

問1～16の設問について当てはまるものに☑チェックをしてください。

- I. 1973(昭和48)年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」は、人と動物の共生する社会を実現するため、1999(平成11)年に「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」へ名称変更・法改正を行いながら動物愛護に対する時代のニーズを反映させた内容へと変化してきました。2019(令和元)年6月には法施行後4回目となる法改正が行われました。

問1 「動物愛護管理法」を知っていますか？

- 名称も内容も知っている
- 名称のみ知っている
- 名称も内容も知らない

問2 この法律の内容について、正しいと思うものをすべて選んでください。

- ペットの所有者は終生飼養に努めなければならない
- ペットの所有者は所有明示する責務がある
- ペットの所有者は適正飼養のため不妊去勢手術などの繁殖制限をする
- すべての犬猫の所有者にはマイクロチップ装着の努力義務がある
- 生後56日(8週)を経過しないすべての犬猫(国の天然記念物として指定された日本犬を除く)の販売のための引渡し・展示を禁止する
- 販売業者や展示業者(猫カフェ等を除く)等による犬猫の夜間展示について、午後8時以降の展示を禁止する
- ペットショップ等の販売者は、購入者に対してペットの適切な飼養について説明する義務がある
- 動物を殺したり傷つけたりした者は、500万円以下の罰金(または5年以下の懲役)に処される
- 動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金(または1年以下の懲役)に処される
- 都道府県等が、犬猫の引取りを所有者から求められた場合、引取りを拒否することができる
- 動物の適正飼養について普及啓発するため都道府県知事に委嘱された専門員として、動物愛護推進員がいる

- II. 「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」では、2012(平成24)年法改正により第一章総則(基本原則)第2条で、動物福祉(アニマルウェルフェア)の「5つの自由」の趣旨を明記しました。

問3 「動物福祉」または「アニマルウェルフェア」を知っていますか？

- 言葉も意味も知っている
- 言葉のみ知っている
- 言葉も意味も知らない

IV. 2019(令和元)年6月、動物看護の専門職として社会に貢献する動物看護師を国家資格とする「愛玩動物看護師法」が国会にて成立しました。

問11 「愛玩動物看護師法」を知っていますか？

- 名称も内容も知っている
- 名称のみ知っている
- 名称も内容も知らない

問12 この法律の内容について、正しいと思うものをすべて選んでください。

- 愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することが法の目的である
- 「愛玩動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう
- 愛玩動物看護師法は、農林水産省及び環境省の所管である
- 指定試験機関(試験の実施に関する事務を行う機関)として、(一財)動物看護師統一認定機構が指定された
- 愛玩動物看護師は、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない
- 国家試験は、毎年1回以上行う
- 愛玩動物看護師になろうとする者は、国家試験に合格した後、免許に関する登録を行う

【回答者ご自身についてお答えください】

問13 動物愛護に関する知識や情報を得た場所はどこですか？(複数回答可)

- 【 高校 専門学校 大学 セミナー・勉強会等 その他()】

問14 動物福祉(アニマルウェルフェア)に関する知識や情報を得た場所はどこですか？(複数回答可)

- 【 高校 専門学校 大学 セミナー・勉強会等 その他()】

問15 性別：【男性・女性】

問16 年齢：【10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上】

ご協力ありがとうございました。

Survey Report on the Awareness of Animal Welfare and Law on Animal Cruelty Prevention

MITSUI Kana, AKIYAMA Junko, YAMAZAKI Kaoru

Abstract

A questionnaire survey was administered to university students of animal nursing and members of the general public to ascertain the level of awareness and understanding of animal welfare and laws pertaining to animal management. The results revealed that there were differences between the students and the general public in the level of awareness of the Act on Welfare and Management of Animals, animal welfare, and the Veterinary Nurses for Companion Animals. A comparative study on the students' and the general public's knowledge on the contents of the Act on Welfare and Management of Animals revealed that they were more familiar with 'responsibility to clearly state the owner', 'explanation at the time of purchase', 'abandonment of animals', and 'refusal to accept animals' ($p<.05$). Furthermore, on the contents of the five freedoms of animal welfare, they were most familiar with the 'resting place' and 'disease prevention' of animals ($p<.05$), as for the Veterinary Nurses for Companion Animals, there were significant differences in the response rates by attribute for the content on 'jurisdiction' ($p<.01$).

The microchip installation rate of dogs and cats among the target population was identical, at approximately 60%, but many respondents agreed that microchipping was appropriate as a method of pet identification. It was suggested that to promote animal welfare, it is necessary to facilitate learning through means outside universities, such as newspapers and workshops. In the future, we would like to contribute to the development of animal welfare education for the proper care of animals by expanding the survey scope and simultaneously considering educational methods tailored according to animal attributes.

Keywords: prevention of animal cruelty, animal welfare, proper care of animals, questionnaire